

名古屋北 法人会だより

No.

140

2018年 1月

presented by 龜

[題字] 名古屋北税務署長 亀嶋 千明



年頭のあいさつ

(公社)名古屋北法人会 会長 徳永 和人	1
名古屋国税局 課税第二部長 中川 政晴	2
名古屋北税務署 署長 亀嶋 千明	3
副署長 山手 健次	
法人課税第一部門 統括官 前田 幸夫	

納税表彰受賞者	4
----------------	---

税制改正要望全国大会	6
-------------------	---

税務相談窓口	10
---------------	----

愛知県広報	12
--------------	----

名古屋市広報	14
---------------	----

税理士会	16
-------------	----

税知識の普及	18
---------------	----

守山区区民まつり 元気まつり守山

会員のページ	20
---------------	----

「今思うこと」

金城西支部 株式会社白木 白木一郎

支部報告	22
-------------	----

青年部会	24
-------------	----

税に関する事業「守山養護学校租税教室」

女性部会	26
-------------	----

「夏休み!親子税金教室スタンプラリー」

法人会事業	28
--------------	----

新会員紹介	30
--------------	----

市内9法人会合同講演会	32
--------------------	----

「イノベーションが未来を拓く」～水素社会の実現に向けて～

トヨタ自動車株式会社 代表取締役会長 内山田 竹志 氏

今回の表紙**七福神ポスト ~幸福が訪れるポスト~**

北区福徳町にある「福徳郵便局」には、珍しい七福神を飾ったポストがあります。

名古屋市内でほとんど見かけなくなった「丸型ポスト」の上に、七福神の神々が鎮座しています。

地名の福徳町にちなんで、ここから出発する郵便物やここを利用する人たちに、幸福が訪れますようにという願いがこめられているのだとか…。



年頭のごあいさつ

公益社団法人名古屋北法人会 会長 徳永和人



新年明けましておめでとうございます。

2018年の年頭にあたり会員のみなさまに謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

名古屋北法人会は「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」という法人会の3本柱に、「税知識の普及と納税意識の高揚」「地域企業の発展と地域社会への貢献」の視点を加え「税の分野における公益社団法人」であることを明確にして5年が経過しました。

とくに昨年は、愛知県法人会連合会における「運営研究セミナー発表担当会」として、10年に一度の研究発表を行いました。

発表では、発表テーマを「恒にhotな公益事業活動」～税と経営そして社会貢献～とし、これまでの公益事業活動を紹介するとともに、この2年間、創意工夫して取り組んできた、本会と支部、青年部会、女性部会の公益活動の研究成果を発表しました。

税知識の普及・納税意識の高揚を目的とする事業において、青年部会では昨年に引き続き守山養護学校の高等部3年生を対象に「租税教室」を2クラス開催し、新たに守山小学校6年生を対象に女性部会とともに3教室の租税教室を開催しました。

女性部会では「楽しみながら税の使い道を学ぶ」のコンセプトのもと小学生対象の「夏休み親子税金教室スタンプラリー」を2年連続陸上自衛隊守山駐屯地内で実施しました。

本会と支部の公益活動では「税を考える週間」における税務署長講演や「山田たかお氏講演会」では「名古屋北税務連絡協議会」の各団体である納貯連、青申会、税理士会、間税会との共催、協力をいただき、盛大に開催することができました。

また守山6支部経営講演会&クラシックコンサートでは守山商工会の後援をいただき、CoCo一番屋創業者「宗次徳二氏」による経営講演会と弦楽四重奏を宗次ホールにて開催することができ、「山田たかお氏講演会」とともに一般参加者が半数を超える盛況ぶりとなり、特筆すべきことありました。

つぎに、会員の税務コンプライアンスの向上を図ることを目的に「自主点検チェックシート」の利用推進に取り組んでおります。

税務ご当局を講師にお願いしている決算期別説明会や支部税務研修会では「自主点検チェックシート」を教材とすることとしています。

引き続き会員のみなさまにご理解をいただき積極的なご利用をお願い致します。

つぎに、法人税・消費税・源泉所得税・申告所得税などの申告におけるe-TAX申告、ダイレクト納付の利用につきましては、一定割合まで会員のご利用が進んでいますが、なお一層の利用拡大に向けて、会員各位におかれましては顧問税理士による代理送信を推し進めていただきたくお願い申し上げます。

法人会の福利厚生事業では、昨年より「ゴーゴーキャンペーン」運動を始めています。

大同生命、AIU、アフラック保険3社の新規契約を2年間で5万5千社全国で増加させる運動です。法人会の財務体質改善に繋がることでもありますのでご協力いただきますことをお願い申し上げます。

成年の新たな年、2018年におきましても会員並びに本会・支部・部会の各役員のみなさまのアイデアと創意工夫を頂戴しながら「みんなが参加する活力溢れる法人会」としてまいりたいと存じます。

日本の国内外を取り巻く環境は、世界経済は安定した成長をみせているといわれますが、国内的には中小企業まで恩恵が届いている実感はない、とよくいわれます。

いずれにしましても、私たち経営者はまず自分たちの会社を繁栄させること、そして法人会の理念である3本柱と税を中心とする公益事業を誠実に実践していくということが大切と考えます。

会員のみなさま、地域のみなさまにとって2018年が飛躍していく年、繁栄の年でありますことを心からご祈念申し上げ年頭のごあいさつと致します。

年頭のごあいさつ

名古屋国税局 課税第二部長 中川政晴



平成30年の年頭に当たり、公益社団法人名古屋北法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の管内の経済情勢を振り返りますと、輸出、生産、設備投資の増加、個人消費の持ち直しなどにより、景気は拡大しております。また、この地域においては、2027年予定の「リニア中央新幹線」の開業を見据えた名古屋駅周辺の再開発が進んでおり、新しい名古屋の玄関口として、名古屋駅直結の超高層複合ビル「ゲートタワー」が開業するなど大いに活気付いております。

さらに、経済以外の面に目を向けましても、史上最年少でプロ棋士となった愛知県出身の藤井聰太四段の活躍や、秋篠宮家の長女・眞子様の御婚約発表といった大変喜ばしい出来事がありました。このような中で新しく迎える年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

ところで、経済活動の国際化・ICT化の進展とともに、様々な制度改正が行われるなど、税務行政を取り巻く環境も大きく変化しております。

国税当局いたしましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすため、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様が不公平感を抱かないよう、適正・公平な課税・徴収に努めているところです。

具体的には、ICTやマイナンバーの活用による納税者の皆様の利便性の向上と、税務署の内部事務等の集中処理などの事務運営の最適化を通じて、税務行政のスマート化を目指すことにより、納税者の皆様の信頼の確保に努めるとともに、納税者の皆様が自発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要があると考えております。

貴法人会におかれましても、各企業の内部統制面や会計経理面の質的向上に向けて、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を作成し、これを会員企業のみならず一般企業にも配布する取組を実施しておられます。

この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、国税庁の使命にも合致することから、更なる普及に向けて後押しをさせていただくこととしておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

また、e-Taxにつきましては、添付書類のイメージデータによる提出などの更なる利便性向上施策の運用が開始されております。皆様には、これまでにもe-Taxやマイナンバー制度の普及・定着をはじめ、消費税の軽減税率制度や税を考える週間、確定申告期における税の啓発活動などに、多大な御支援をいただいております。

このような御協力に対しまして、重ねて御礼申し上げますとともに、今後とも変わらぬ御支援・御協力を賜りますよう、切にお願い申し上げる次第でございます。

最後になりますが、公益社団法人名古屋北法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



名古屋北税務署

副署長

山手健次

名古屋北税務署

署長

亀嶋千明

名古屋北税務署

法人課税第一部門 統括官

前田幸夫

納税表彰受彰者

受賞おめでとうございます

(敬称略)



名古屋北税務署長表彰

平成29年11月17日



小川正夫 (株)オーテック

堀田 裕 (株)中部精機製作所



名古屋北部税務推進協議会長表彰

平成29年11月17日



徳永宏志 (株)ナカシロ

落合 隆 (医)八誠会もりやま総合心療病院

牧田澄夫 親和電機(株)

小林由和 (株)芝テクノ

稻垣 要 桶槽工業(株)



名古屋国税局長表彰

平成29年11月7日

川邊清次 川辺建設(株)



確定申告のお知らせ

◎確定申告会場のご案内

【会場名】中産連ビル 2階集会室

【所在地】名古屋市東区白壁三丁目12番13号

【開設期間】平成30年2月16日(金)
～3月15日(木)

(注)土曜日・日曜日は除きますが、2月18日・2月25日の日曜日に限り、開設します。

【開設時間】午前9時15分～午後5時
(受付終了時間：午後4時)

(注)会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

【税務署からのお知らせ】

○上記の開設期間を含め確定申告期間前も名古屋北税務署内に確定申告会場は開設しません(名古屋北税務署内の申告書等の提出はできます。)ので、上記開設期間中に中産連ビルへお越しください。

○当会場には無料駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

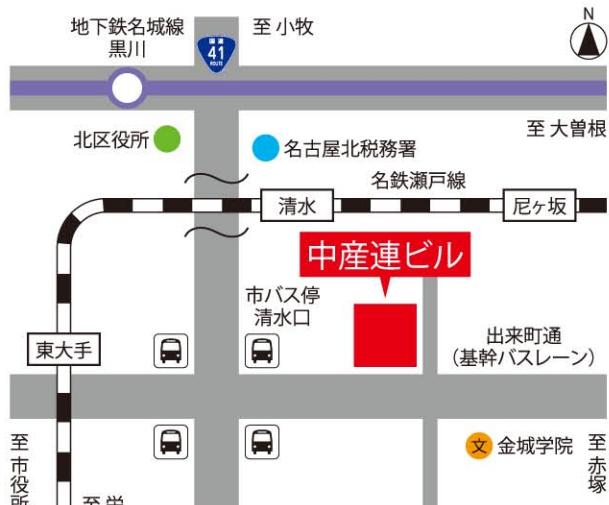
※基幹バス又は路線バス／清水口バス停から徒歩約5分

※名鉄瀬戸線／清水駅又は尼ヶ坂駅から徒歩約7分

【お問合せ先】

名古屋北税務署 TEL(052)911-2471

※電話は自動音声により案内しています。案内にしたがって、番号を選択してください。



平成30年度 税制改正要望全国大会



第34回法人会全国大会福井大会 10月5日(木)
福井県産業会館

平成30年度税制改正に 関する提言(要約)

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- (1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
- (2) 「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示した。この2年間においては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設げずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に実行するよう求める。
- (4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するうえ財政の悪化要因にもなる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、薬価の実態を反映させるよう、2年に1度してきた薬価の改訂を毎年実施する。さらに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

- OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の中位平均は約22%となっており、我

が国の税率水準は依然として高い。今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
 - ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
 - ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。
 - ①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。
 - ②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
 - ③対象会社規模を拡大する。

III. 地方のあり方

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るために、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチ

エック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興

- 東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」も2年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じよう求める。
- 昨年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

税目別の具体的課題

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
 - (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
 - (2) 同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき
2. 交際費課税の適用期限延長
3. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
 - (2) 各種控除制度の見直し
 - (3) 個人住民税の均等割
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。
- (4) 國土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税の廃止

3. 超過課税
4. 法定外目的税

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

平成30年度税制改正スローガン

厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも行財政改革の徹底を！

超高齢化社会に対応した社会保障税度を構築するため、適正な負担と大胆な受益の抑制を！

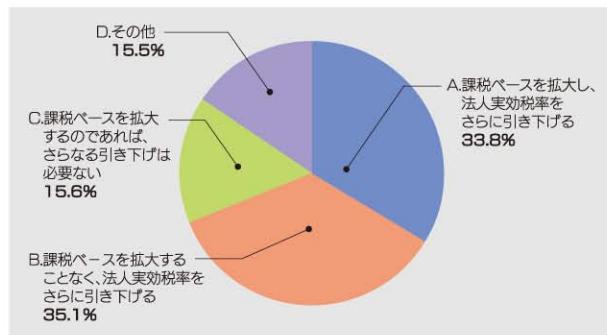
地域経済と雇用の担い手である中小企業に、税制措置でさらなる活力を！

中小企業は地域経済の要。
本格的な事業承継税制の創設により事業の継続を！

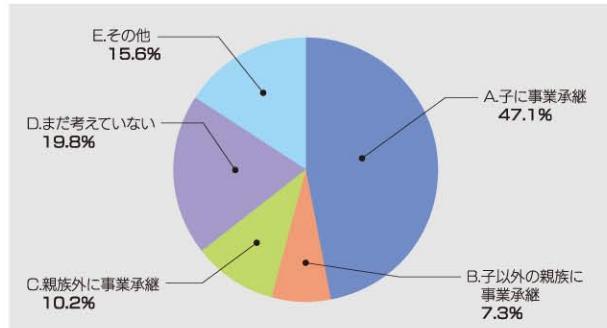
平成30年度税制改正に関するアンケート調査結果

(有効回答総数: 10,925名)

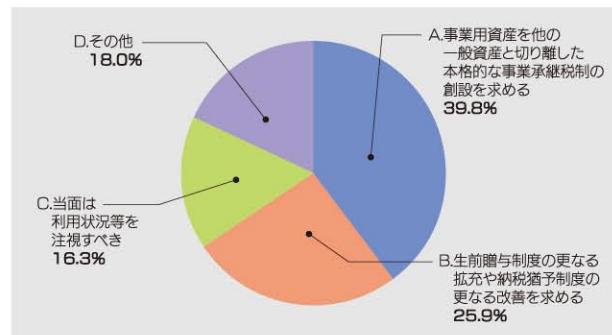
- Q1** 平成28年度改正では、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、法人実効税率が段階的に引き下げられ、法人実効税率20%台が実現しました。今後の日本の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。



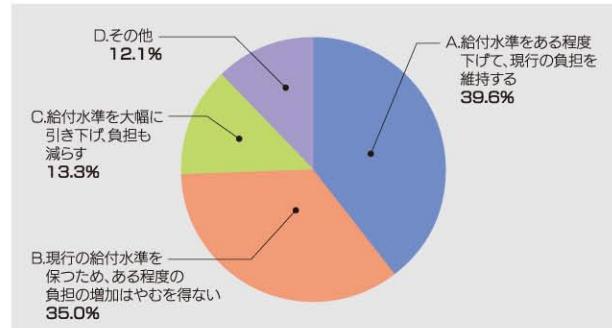
- Q2** あなたの会社を事業承継するに当たって、どのような形態を考えているか、お聞かせ下さい。



- Q3** あなたの会社を事業承継するに当たって、事業承継税制についてどのように考えますか。



- Q4** 少子高齢化により増大する社会保障費を抑制するためには、負担と給付のあり方を見直す必要があります。今後の社会保障の給付と負担のバランスについてどう考えますか。



e-Tax利用のお願い

利用開始の手続きが非常に簡単で源泉所得税の納付に非常に便利な「ダイレクト納付」!の利用に向けダイレクト納付とは、事前に税務署に「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておけばOK!

e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で届出をし、即時又は指定した期日に納付することができる電子納税の納付手段です。

インターネットに繋がるパソコンさえあれば、簡単な手続きですぐに開始することができます。

既にご利用いただいている会員におかれましては、引き続きのご利用をお願い申しあげます。



国税庁 → 国税電子申告・納税システム(e-Tax)

インターネットができるパソコンさえあれば、
誰でもすぐに始められる、ダイレクト納付から始めてみましょう！

ダイレクト納付は、どなたでも簡単に始められます。

まずは、あなたの会社とダイレクト納付の相性チェック!!

次の質問にチェックを入れてみましょう。

- インターネットに繋がるパソコンを持っている
- e-Taxには協力したいが、手続きが面倒だから二の足を踏んでいる
- 毎月、忙しい中、時間を割いて源泉所得税の納付ために銀行に出かけている
- 源泉所得税の納付を、うっかり忘れてしまったことがある

以上の項目に1つでもチェックができた方には、ダイレクト納付はお勧めです！

ダイレクト納付は、

- ① 利用開始の手続きが、とっても簡単
- ② 金融機関に行かなくても、指定した預貯金から納付可能
- ③ 納付日を予め指定しておけば、納付のうっかり忘れを予防

等々、特に、毎月の源泉所得税の納付にかかる事務削減には効果絶大です！

会員の皆様、簡単・便利なダイレクト納付の活用をご検討ください

代理送信依頼活動のお願い

名古屋市内9法人会が連携して、会員の皆様から関与税理士の方に代理送信依頼を行う活動に取り組んできた結果、名古屋市内のe-Tax利用割合は、増加傾向にあります。

しかし、名古屋国税局全体の法人税等の申告に係るe-Taxの利用割合に比べて、名古屋市内のe-Taxの利用割合は依然として低調であるようです。

そこで、名古屋市内9法人会は、会員の皆様から関与税理士の方への代理送信依頼活動を継続して取り組むことと致しますので、ご理解とご協力をお願い致します。

会員企業の皆様におかれましては、関与されている税理士の先生に対しまして、機会をとらえて

「当社の申告は、e-Taxでお願いします」

と一言を添えていただきますよう、お願い申し上げます。

会員企業の皆様のこの一言が、利用割合の向上に繋がります。

税務署からのお知らせ

お知らせ

税務署へ提出する申告書や申請書等には

マイナンバーの記載が必要です!!



社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、

申告手続などには

マイナンバーの
記載
123…

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付
が必要です!



本人確認書類



マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。



マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限ります。)

などのうちいずれか1つ

身元確認書類

記載したマイナンバーの 持ち主であることを確認できる書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

などのうちいずれか1つ

マイナンバーカードの取得方法等について

マイナンバーカードの申請方法、受取方法等については、内閣官房ホームページ「マイナンバー 社会保障・税番号制度」をご覧ください。

ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

内閣官房 マイナンバー

マイナンバーカードの
申請はお済みですか?

マイナンバーカードを
申請されて、受取を
忘れていませんか?

マイナンバーカードに係るICカードリーダライタの設定、対応機種、パソコン設定などについては、公的個人認証サービスのホームページをご覧ください。

ホームページ

https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html

公的個人認証サービス ICカードリーダライタのご用意

国税に関するマイナンバー制度の最新情報

最新情報は、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度(マイナンバー)」をご覧ください。

ホームページ

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

国税庁 マイナンバー

? マイナンバー
カードって?

マイナンバーの提示と
本人確認が、これ一枚で
完結できます!

平成29年7月から始まる
「マイナポータル」に
ログインできます!※1

住民票の写しや
印鑑証明書を
コンビニで取得できます!※2



※1 詳しくは、内閣官房のホームページをご覧ください。 ※2 お住まいの市区町村によってサービスの内容が異なる場合があります。

内閣官房・内閣府・国税庁



マイナンバーカードで e-Taxが利用できます!!

①マイナンバーカード



②ICカードリーダライタ



国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した所得税申告書などは、ご自宅などのパソコンから①及び②を利用して、e-Taxにより送信することができます。

※e-Taxの利用に際しては、次の「事前準備」が必要です。

- ① e-Taxが利用できるパソコンの用意、② 開始届出書の提出、③ 電子証明書の取得（マイナンバーカードには、標準的に組み込まれています。）、④ e-Taxへの登録、⑤ ICカードリーダライタの用意など。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日 8時30分～24時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）

※確定申告期間中は、原則として24時間（土日祝日を含みます。）となります。

e-Taxの利用に当たっての電話によるお問合せ先

- e-Taxの利用開始のための手続、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナーの操作など（税務相談を除く。）のご質問は、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクにお問合せください。

e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク

TEL.0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

月曜日～金曜日：9時～17時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）

※確定申告期間中は、原則として月曜日～金曜日の9時～20時となります。

※受付時間は変更される場合がありますので、e-Taxホームページでご確認ください。

- マイナンバーカードに係るICカードリーダライタの設定、対応機種、パソコン設定などのご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問合せください。

※マイナンバーカードに対応したICカードリーダライタは、公的個人認証サービスのホームページでご確認ください。

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

(音声ガイダンスに従って1番を選択してください。)

月曜日～金曜日：9時30分～20時／土日祝：9時30分～17時30分
(12月29日～1月3日を除きます。)

※受付時間は変更される場合がありますので、内閣官房のホームページでご確認ください。

ご質問の内容により
お問合せ先が、異なります。



内閣官房・内閣府・国税庁

愛知県税だより

「あいち森と緑づくり税」について(お知らせ)

愛知県では、本県の森と緑を県民共有の財産と位置づけ、県内の「森林」、「里山林」、「都市の緑」を一体的に整備、保全し、「山から街まで緑豊かな愛知」を実現するため、平成21年度から「あいち森と緑づくり事業」を10年計画で実施しています。

この事業の財源である「あいち森と緑づくり税」の課税期間については、平成30年度までの10年間としております。

なお、この「あいち森と緑づくり税」は、法人の皆様につきましては、法人県民税均等割の税率の特例（超過課税）として御負担いただいております。

また、個人の方につきましては、個人県民税均等割の税率の特例（超過課税）として、一律年額500円を御負担いただいております。

愛知県における法人県民税(均等割)の税率

均等割額の5%相当額（法人県民税均等割額に加算します。）

資本金等の額	あいち森と緑づくり税 (年額)	納める均等割額 (年額)
50億円超	40,000円	840,000円
10億円超50億円以下	27,000円	567,000円
1億円超10億円以下	6,500円	136,500円
1千万円超1億円以下	2,500円	52,500円
上記以外の法人	1,000円	21,000円

納める方法

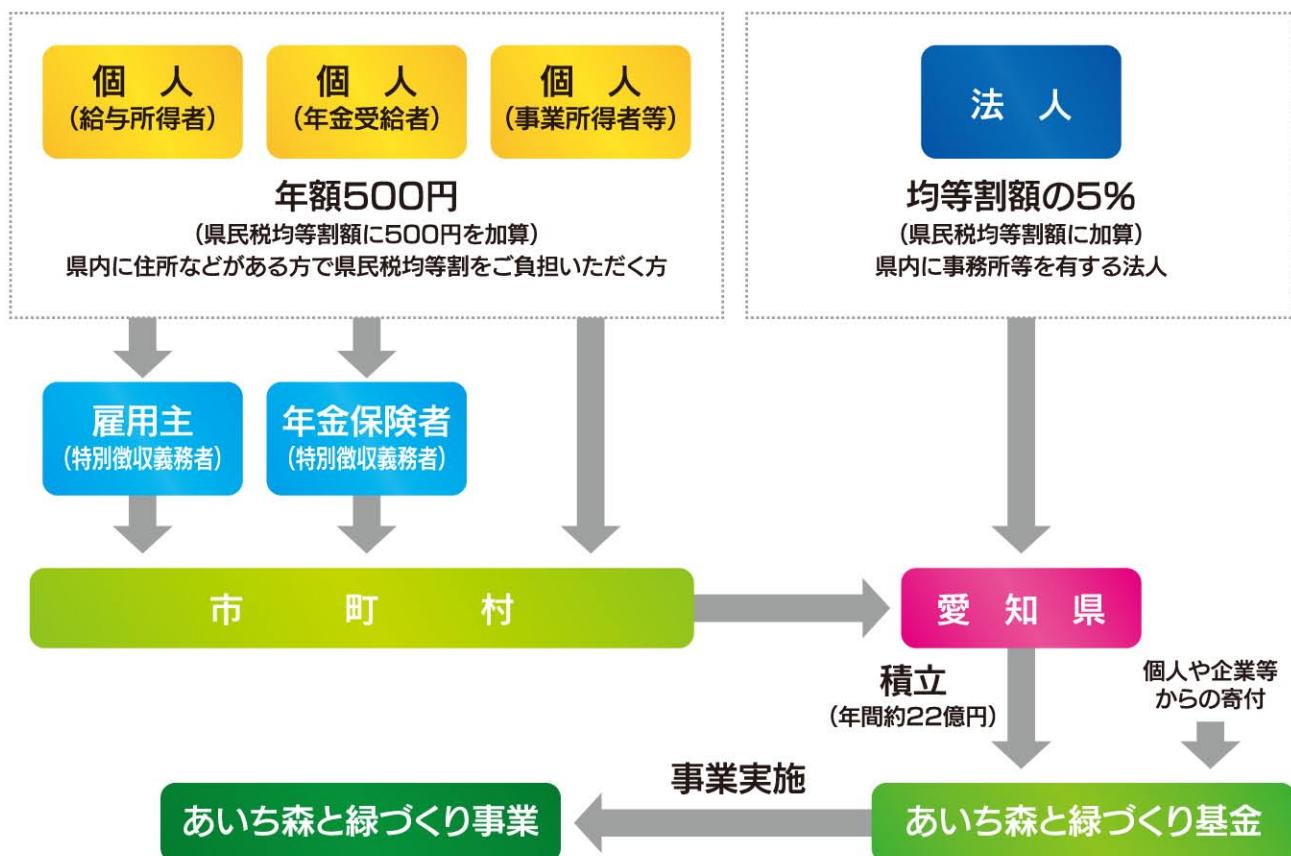
県民税均等割額に加算して納めていただきます。

（上記「納める均等割額」により申告納付します。）

適用期日

平成21年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度

あいち森と緑づくり税の仕組み



○お問い合わせ先

愛知県名古屋北部県税事務所 課税第一課 県民税・事業税第一グループ
電話 052-531-6304

○愛知県総務部税務課ホームページ

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>



青年部会・女性部会は小学校における
租税教室、出前授業を始めました。



詳細は次号にて

名古屋市税だより

〔給与支払報告書提出のお願い〕

平成29年中に給与等を支払った方は「給与支払報告書(個人別明細書・総括表)」のご提出をお願いします。なお、『給与支払報告書の作成と提出についてよくあるご質問』を名古屋市公式ウェブサイト(<http://www.city.nagoya.jp/>)に掲載していますので、給与支払報告書をご提出いただく際の参考としてください。

提出範囲 (1)平成30年1月1日に給与等の支払いを受けている方
(2)平成29年中に退職された方で支払金額が30万円を超える方
(退職された方で支払金額が30万円以下の方についても提出のご協力をお願いします。)

提出先 平成30年1月1日(退職された方は退職時)に
○名古屋市内に住所のある方
名古屋市個人市民税特別徴収センター
〒460-8201 名古屋市中区丸の内三丁目10番4号(丸の内会館)
TEL (052)957-6930 FAX (052)957-6934
○名古屋市外に住所のある方
各市(区)町村の住民税担当課(係)

提出期限 平成30年1月31日(水)(なるべく1月22日(月)までにご提出をお願いします。)

提出は電子申告が便利です

名古屋市では、給与支払報告書や異動届出書の提出を地方税ポータルシステム「eLTAX」を利用し電子申告することができます。

自宅やオフィスのパソコンなどから複数の市町村へ一括して申告することができ、とても便利です。ぜひご利用ください。

※名古屋市に給与支払報告書を提出する場合の市町村コードは、給与支払者の所在する区にかかわらず「231002」(末尾の数字は検査数字のため、5桁の場合は「23100」)です。ご注意ください。

「eLTAX」を利用されている方は、電子納税の手続きをしていただくと、インターネットバンキング等から特別徴収税額を納入することができます。

詳しくは「eLTAX」ホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

〔償却資産申告書提出のお願い〕

平成30年1月1日現在に償却資産を所有するかたは、償却資産をお持ちの区ごとに申告書を作成し、市税事務所へ申告してください。

1 提出期限

平成30年1月31日(水)

2 提出先

名市税事務所固定資産税課償却資産係

〒461-8626 東区東桜一丁目13番3号(NHK名古屋放送センタービル8階)

電話 (052)959-3309 FAX (052)959-3319

平成28年度の償却資産申告書から、法人番号(13桁)を記入していただくこととなりました。
ご協力よろしくお願いします。

〔納税は便利な口座振替・自動払込みをご利用ください〕

▽ご利用いただける市税

市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)

▽お申込み手続き

「市税の納税通知書または領収書」、「預貯金通帳の口座番号」、「預貯金通帳のお届け印」をお持ちのうえ、預貯金口座のある名古屋市内の市税の取扱金融機関へお申込みください。

▽取扱金融機関

市税の納付を取り扱っている銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局

※一部、愛知県内の店舗の口座に限って取扱いが可能な金融機関がありますので、ご注意ください。

▽口座振替・自動払込みできる預貯金

普通預金、当座預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金、通常貯金

▽振替の開始

おおむね、申込みの月の翌々月以降の納期分からです。

※「口座振替・自動払込み開始のお知らせ」が届くまでは、お届けする納付書でお納めください。

▽振替日

各納期の最終日、前納(1年分)の場合は、第1期の最終日です。

▽問い合わせ先

名古屋市市税収納事務センター

〒460-8202 中区丸の内三丁目10番4号(丸の内会館)

電話 (052)957-6931 FAX (052)957-6934

印紙税入門【領収証編】

名古屋税理士会名古屋北支部 税理士 道下英司

はじめに

印紙税で法人会会員の皆様全てに関係する課税文書が、領収証であり、日常業務においてほぼ毎日作成されているか、目にしておられる文書ではないかと思います。

この領収証は、印紙税法の課税物件表では、第17号の1文書として「売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書」、第17号の2文書として「売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書」と規定されており、平成26年4月1日から記載された金額が5万円未満のものは、非課税とされていることはご承知のとおりであります。

何年か前に、法人会の税務研修会で説明させていただいたことがありますので、その研修会にご参加いただいた会員の皆様は、今回のテーマは、復習の意味でご一読いただきますようお願いいたします。

売上代金に係るものと売上代金以外のもの

第17号の1文書の売上代金に該当する受取書とは、資産を譲渡し若しくは使用させること又は役務を提供することによる対価として受け取る金銭又は有価証券の受取書となります。

また、売上代金以外の受取書とは、対価性のない金銭又は有価証券の受取書となります。

貸付返済金の受取書や損害賠償金等の受取書などがこれに該当します。

(例1)

貸付金元本100万円と貸付利息5万円を受け取った場合の記載金額と印紙税

1 貸付金元本100万円

貸付利息 5万円と区分記載した場合

第17号文書の1 記載金額 5万円

印紙税額 200円

2 貸付金元本と貸付利息合計額105万円

と合計額のみ記載した場合

第17号文書の1 記載金額 105万円

印紙税額 400円

消費税額等の区分記載は明確に

消費税額等が区分記載されている場合には、その消費税額等は、記載金額に含まれません。

この区分記載とは、消費税額等が領収証上に明確に記載されていることが必要ですので、「消費税等込商品代金5万円」と記載していても消費税額が明確に記載されていることにはなりませんので、200円の印紙を貼付することになります。「消費税等8%込み」といった記載も同様です。

このような場合には、「本体価格50,000円、内消費税額3,704円」と明確に記載することが最良ですが、国税庁の取扱い通達では、「本体価格50,000円、税抜価格46,296円」のように足し算、引き算程度で消費税額等が計算できる記載があれば、消費税額の区分記載がされているとしております。

このように明確に消費税額等を区分記載することにより、記載金額は5万円以下となり、非課税規定が適用され、印紙税はかかりません。

これも立派な領収証です

会社の営業担当者の中に、営業先から注文を受け、前金を受領するような場合、「仮領収証」を発行したり、注文書控に「代済」、「~~通~~」等と記載して営業先に交付しているような方で、それに印紙を貼っていない方はみえないでしょうね。

仮領収証は、後日、本領収証を発行するから収入印紙の貼付は必要ないと考えている方がみえますが、これも立派な「売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書」に該当しますので、収入印紙の貼付が必要です。

「代済」等を表示した文書についても、営業担当者と顧客との間で代金の授受あったことを証明するための文書との共通認識がありますので、課税文書となり、収入印紙の貼付が必要です。

その他、次のような請求書が発行されている場合は、請求書が領収証と判断されますのでご注意ください。

(例2)	ご 請 求 書					2018.1.20
株式会社 ○○○ 御中						△△□□ 株式会社
毎度お引立てありがとうございます。 下記のとおりご請求申し上げます。						
前月ご請求額	ご入金額	繰越残高額	当月お買上額	消費税額	今回ご請求金額	
1,331,015	1,331,015	0	1,284,791	102,783	1,387,574	
※ 前月分のお振込ありがとうございました。1,331,015円確かに受領いたしました。						
お 取 引 明 紹						
年月日	伝票 No.	商 品 名	単 価	数 量	金 額	

単なる請求書で、過去の入金事実の記載は、請求金額を算出するためのものですから受領事実を証明しているものには該当しませんが、文書中に「確かに受領いたしました。」等の文言の記載のあるものについては、金銭等の受領事実を証明するものですから上記の文書は、第17号の1文書に該当しますので、記載金額は、1,331,015円で、印紙税額は400円となります。

逆に、売掛金と買掛金を相殺する場合に作成する領収証については、金銭の授受がありませんので、相殺による旨を明示することにより、第17号文書（金銭の受取書）に該当しないものとして取り扱われます。

また、代金の受領方法がクレジット払いの場合に作成する領収証も金銭の授受がありませんので、クレジット払いであることを明示することにより、課税されません。

印紙を消す方法

印紙税は印紙を貼り付けただけでは納税したことになりません。課税文書の作成者は、当該課税文書と印紙の彩紋にかけ、印章を押印するか、署名を行うことで判明に印紙を消すことにより、納税が完了することとなります。



税知識の普及

区民まつり



守山区三菱電機グランド

9月24日(日)

今年も守山区民まつりにて、1ブースを設けて「スピード税金クイズ・小学生税金クイズ・サイコロゲーム（青年部会）」の活動を行ってまいりました。今回は、その中の「スピード税金クイズについて詳しくご紹介いたします。

スピード税金クイズは、3問の税金にまつわる問題に答えて頂くと景品がもらえるというクイズになります。この3問のクイズは、子供向けの税金クイズは、多くの例題があるのですが大人向けというとあまりありません。ですので昨今の経済状況等も含めながら問題をひねりつつ、しかし多くの方に景品があたるようにということも考えてクイズが考えられております。

さて、今年出題された問題をご紹介いたします。



① 350mlのビールに対し酒税は、いくらでしょうか？

- A 54.25円 B 70円 C 77円

答えは「C」です。B 70円は平成35年10月、A 54.25円は、平成38年10月からの値段でした。



② 日曜日に営業するには、「営業税」が課税される国は？

- A ベトナム B アルゼンチン C ドイツ

答えは「C」です。飲食店以外の店は日曜日に営業してはいけない法律があり、そのため営業する場合は「営業税」が課せられます。



③ 平成31年10月実施の軽減税率8%が適用されないのは？

- A 宅配ピザ B レストランにて食事 C コンビニ弁当

答えは「B」です。平成31年10月の消費税10%への引き上げと同時に、飲食料品（酒類と外食を除く）や週2回以上の定期購読新聞に軽減税率8%が適用されます。

皆様、答えは分りましたか？

3問クイズにお答えいただき景品をゲットして頂くという内容です。

毎年多くの方にご参加頂き好評を得ております。

小学生税金クイズはイラストを指さしながら、青空教室といった感じで税金についてのお話を聞いてもらいます。そして、青年部会のサイコロゲームは、二つのサイコロを大きな箱の中で投げて「1：1」「6：6」の1等賞目指していただくゲームです。二つともおもしろ消しゴムや筆記用具または、昔ながらのおもちゃという景品に魅力を感じてか多くの子供たちが集まってくれました。

今年も天候に恵まれて大忙しの1日となりました。今回の運営にご参加頂いた会員の皆様と来年も楽しく開催できることを誓い終了いたしました。



今思うこと

金城西支部 株式会社白木 白木一郎

いつもお世話になります。金城西支部の(株)白木の白木と申します。

寄稿のご指名を頂戴し、あれこれテーマを試案しましたが、折角頂いた機会ですので私の生い立ちから会社について書かせて頂きたいと思います。

弊社は昭和27年にあられメーカーとして創業、現在に至っております。

初代は設楽郡足助町（現在の豊田市）で開拓農家をしていたそうですが、戦後、名古屋の知人を頼って、現在の本社である元志賀町にてあられ屋を創業、現在に至っております。

特にあられにこだわりがあった訳では無く、その知人が先にあられ屋をやっていたので、てつとり早く真似をして始めたそうです。まあ「食っていく事」が最優先な時代の訳ですから昔の創業の動機なんて皆そんなものだったのでしょう。

そんな私は物心ついた時から工場兼自宅に「住み込み」をしながら父や職人さんの背中を見て仕事の厳しさを目の当たりにし、パートのおばちゃん達から自分の子供の様に可愛がられ、工場が遊び場で育ち…三代目を志すのは至って自然な成り行きでした。

機械にめっぽう強かった父の奨めもあり市工芸機械科に入学、卒業後は京都の同業者さんで三年数か月修行の後、21才で父の会社に入社致しました。

時は平成3年、バブル絶頂期、全国の繁華街は超好景気の活況を呈した時代、意外に思われるかも知れませんが当時、一番の販売先は高級クラブのおつまみ関係でした。座って何万のお店が賑わっていた頃ですから、おつまみも高いあられがパンパン売れた訳です。

弊社は創業当時から量販ではなく、高品質のあられつくりにこだわっていましたし、アイデアマンの父が当時としては画期的な商品をいくつも開発し（因みにわさび風味のあられを日本で最初につくったのはうちです）当時はまだ珍しかった個包装の機械を導入して食べ残しても湿気ない工夫をしました。あられに限らず、高くて珍しくて、美味しいものなら何でも売れた時代だった様に思います。そんな中、名古屋に帰つて来て数年後、京都での経験を生かして自社ブランド「あられの匠 白木」を立ち上げる事になります。

その頃から景気がどんどん悪くなって価格破壊と言う言葉が出回り始め、今まで販売力に頼っていた量販メーカーはシビアな価格を突き付けられて辛酸を舐めさせられる事となります。

そんな中、米菓業界で製造直販のビジネスモデルを業界で初めて成功させた会社があります。



それは九州の餅吉さんです。

それに活路を見出した米菓メーカー業界は直販ブームとも言える時代に突入していきます。

弊社も店舗を構えたものの住宅街と言う立地条件の悪さに加え、当時は業務用の得意先が100%なので全く知名度が無い状態でのスタートでしたから一人もお客様が来店されない日もしばしば、「今日も売上ゼロかあ」と、暖簾をしまいかけたら、おばあちゃんが来店されて200円のあられを一袋お買い上げされて大喜びしたとか、今では笑い話ですがとにかくオープン当初はそんなスタートでした。

あれから約25年、お蔭様で地元での知名度もそれなりに上がり、通信販売では全都道府県15,000件ほどのお客様にも恵まれ、あられの専門店として何とかやっていける様になりました。

卸に関しましては、京都で学んだお菓子を通じて四季を表現する事にヒントを得て、型抜きで桜、もみじ、梅などをあらいで表現したり、手創りでしか生産できない海苔巻あられなどを専門店向けに提案、今では、当社の主力商品として全国の専門店、有名デパート向け商品としてOEM生産させて頂いております。

他、創業当時から製造しているお茶漬け海苔向け商品（球状の細かいあられ）については外食産業の拡大に伴い、全国のホテル、居酒屋チェーンへの供給も加わり、現在は製造直販、OEM、外食市場の三本柱で商売をさせて頂ける様になりました。

入社当時、売上の大半を占めていたおつまみ業界のその後は客単価の低下によって一部の高級店を除いては全て大手酒販店、ドラッグストアの3袋千円のおつまみにとって代わられ、その業界での売り上げは、現在ほぼゼロになってしまいました。そこにしがみついていたら、と考えると本当にゾッとなります。

今は亡き父から聞いた話によると昭和30年代、愛知県だけで300社ほど、あられメーカーがあったそうです。今では一桁な訳ですから弊社が今まで続けて来られたのは奇跡に近いと改めて実感する次第です。

法人会においては青年部に入会させて頂いたのが15年ほど前でしょうか。当時、右も左も分からぬ私にご指導下さいました諸先輩方には本当に感謝しております。青年部会長も経験させて頂いた事で広い交友関係を得る事も出来ました。

沢山の会員の方にもご来店頂いておりますし、本当に法人会に活かされると感謝の念に堪えません。自分を成長させてくれた法人会にもっともっと恩返しをしなくてはと思います。

あられと云う日本に古くから伝わる伝統産業に係わる事が出来て自分は本当に幸せと思います。次なる将来の大きな仕事は四代目への事業継承でしょうか、現役の経営者として会社の100周年を見届けるのが、今では私の夢となりました。

法人会会員の皆様、今後共ご指導ご鞭撻の程よろしくお願ひ致します。



支部報告

活動レポート

税務・経営研修会

9.26 杉村・大杉・清水支部合同研修会 法人会研修室

「平成29年度税制改正のポイント」他

名古屋北税務署法人課税部門上席国税調査官 橋本 健氏
「区の震災対策」～北区における被害想定とその対策など～

名古屋市北区役所担当官 殿



11. 8 金城西・若葉・北陵支部合同税務研修会（決算期別説明会と併用）

法人会研修室

「29年度税制改正及び申告・決算のポイント」

名古屋北税務署法人課税担当官 殿

「事務所荒らしと空き巣にご用心！」～北警察署の防犯対策について～
愛知県北警察署生活安全課担当官 殿

「知らないと怖い！？会社役員、個人として訴えられる！？」

アフィリエイテッドファイナンシャルプランナー・サーティファイドスマネジャー 石川裕高氏



11.20 楠支部税務・経営研修会 東濃信用金庫豊山支店

「29年度税制改正及び申告・決算のポイント」

名古屋北税務署法人課税部門上席国税調査官 橋本 健氏

「事務所荒らしと空き巣にご用心！」～北警察署の防犯対策について～

愛知県北警察署生活安全課課長 鈴木悟志 氏

「知らないと怖い！？会社役員、個人として訴えられる！？」

2級ファイナンシャル・プランニング技能士 川崎清子氏

講演会

10.17 守山6支部経営講演会&気軽に楽しむクラシックコンサート（守山商工会後援）宗次ホール

経営講演会「宗次流 7つの経営術」

CoCo壱番屋創業者 宗次徳二氏

クラシックコンサート

弦楽四重奏



見学研修会



9. 27 楠支部見学研修会
小牧ワイナリーの見学



10. 3 杉村・大杉・清水支部合同見学研修会
近江八幡方面



10. 21 若葉・北陵支部合同見学研修会
UCC コーヒー博物館・神戸方面



10. 24 金城西見学研修会
八丁味噌蔵見学・西浦方面



10. 28 守山・小幡・大森3支部合同見学研修会
みかん狩りと「おんな城主直虎」ゆかりの地見学
浜松方面



11. 13 上飯田・山田・大曾根支部合同見学研修会
京都鉄道博物館・月桂冠大倉記念館見学

役員会

- 9. 8 守山6支部長会議
- 9. 14 守山北支部
- 9. 26 杉村支部
- 9. 26 大杉支部
- 9. 26 清水支部

- 10. 6 小幡支部
- 10. 10 金城西支部
- 10. 11 瀬古支部
- 10. 13 みどり支部
- 10. 16 北陵支部

- 10. 19 守山支部
- 11. 20 楠支部
- 11. 28 大森支部

青年部会

活動レポート

事業活動

9.11 租税教室講師養成講座

北法人会研修室

講師 名古屋中税務署税務広報公聴官 殿

9.25 守山区区民まつり協賛

守山区三菱電機グランド



11.9~10 第31回法人会全国青年の集い（高知大会）



情報交換会

8. 2 名古屋西・北・昭和法人会青年部会合同情報交換会 東天紅

8.23 青年部会情報交換会大交流会 木曽路黒川店

10. 4 青連協情報交換会



役員会

8.31 臨時役員会

9.11

11.13

税に関する事業

租税教育活動報告

名古屋市立守山養護学校租税教室 11月13日(月) 11月22日(水)



今年も守山養護学校高等部にて租税教室を開催してまいりました。今回特に「消費税」を中心に生徒さんに税を身近に感じてもらえるような内容で授業を行いました。簡単に当日の模様をレポートいたします。

授業開始1時間前に私達講師陣は学校に集合しました。学校の先生方と簡単な打ち合わせをして、早速教室作りに入ります。お芝居のセットというほど大袈裟ではないですが、なるべく生徒さんには、いつもと違う雰囲気を感じてもらうためにポスター飾ったり、机の向き変えさせてもらったりして教室を作っていきます。このころから、メイン講師役である朱宮部会長は、発声練習と共に授業内容を何度も繰り替えし練習しております。朱宮部会長曰く、「2回目だけ始まる前は、やはりドキドキします。」とのことです。だんだん良い緊張感が生まれてきたなと思っていると、もう生徒さんが入ってこられる時間です。

今年の生徒さんは、去年に負けずと劣らず挨拶がとても大きくて元気な生徒さんばかりでした。私たちの自己紹介のあと、消費税の説明からアニメを鑑賞してもらいます。そして、税の仕組みを説明します。難しい講義の後は税金トランプという、名古屋北法人会だけの租税教室用アイテムを使用しクイズも盛り込みました。講義もクイズも一生懸命に耳を傾けて、答えてくれて私たちも大変感激しました。

さて、授業も終盤に差し掛かり、授業を最大に盛上げるアイテムの登場です。それは、税務署から貸し出される、1億円のレプリカです。生徒さんに実際に持っていただき、重さを体験してもらいます。生徒さんはもちろんのこと、なぜか先生まで盛り上がり楽しく授業を終えることができました。

最後に、一人の生徒さんがメイン講師である朱宮部会長に近づいて、一言「カッコイイ！」という言葉を残してくれました。というようにとても楽しい授業を開催することができました。

以上、租税教室活動報告でした。

女性部会

活動レポート

事業活動

9. 12 税に関する作文の審査
名古屋北税務署会議室



9. 25 守山区区民まつり協賛
守山区三菱電機グランド



11. 7 「税を考える週間」街頭宣伝
黒川バスターミナル
アピタ北店・イオン守山店



見学研修会

去る9月20日、女性部会の見学研修会は浜松方面に出かけました。

まず訪れたのは、浜松楽器博物館。世界最大級ということで、広い館内には、1300点ものアジアをはじめ世界各地から集められた楽器が展示されていました。珍しい形の楽器や、現地の祭りで実際に使用されている映像もあり、世界の文化にも触れる事が出来ました。

昼食は、少し移動して、ホテルコンコルド浜松にて。浜松城を眺めながらのランチを堪能しました。

午後からは、大河ドラマ「おんな城主直虎」の大河ドラマ館へ。門をくぐると、ドラマの世界へタイムスリップ!

出演者の衣装や小道具が展示されており、スタジオセットに入り込む体験が出来る話題のVRの設置もあり、ドラマの世界を満喫しました。続いて、井伊直虎が修行した、井伊家ゆかりの寺「龍潭寺」へ。

地元ボランティアの方の案内で、江戸時代からの歴史ある建造物や、国指定の庭園を拝観しながら、戦乱の時、直虎が、お家存続の危機を救った功績が今に至ると思うと、女性の偉大さにも感銘を受けた見学となりました。

最後に、このような心豊かになる見学研修会に参加出来た事と、参加の皆様とのご縁に心より感謝申し上げます。

(杉山美和子)



役員会

9.2

10.18

11.24

夏休み!

親子税金教室スタンプラリー

8月 24 日（木曜日）陸上自衛隊守山駐屯地内にて親子スタンプラリーを開催しました。

当日は晴天で暑い中、参加者は保護者を含めて 25 名でした。加えてスタッフは 10 名でした。

<自衛隊概要説明>

駐屯地映写室にて、隊員からの説明と部会長からの税金と自衛隊についての説明。

<資料館>

資料館は、旧日本軍の軍服・装備品・手紙などの展示があり親子は興味津々で見入っていました。

<屋外にある展示戦車見学と記念撮影>

屋外の戦車に親子は競って乗り込んで体験しました。鉄の戦車は夏の暑さでさわるとやけどしそうでした。

<高機動車に試乗体験>

10 人乗りの高機動車に8人ずつ順番に乗り、全員ヘルメットをかぶって駐屯地内の道路を一周しました。

自衛隊の方達と同じ体験が出来てみんな満足そうでした。

<体験喫食で昼食と駐屯地内のコンビニで買い物>

メニューはシーザーサラダうどん（444 カロリー）・ちくわのカレー風味揚げ（211 カロリー）・手作りカボチャプリン（116 カロリー）とご飯でした。どれもとても美味しくつい食べ過ぎることが心配ですが、全てカロリー計算できるので安心しました。ご飯は「マンナンライス」が人気でした。

コンビニでは、迷彩柄のグッズものや「自衛隊かつ」や「来るならこいクッキー」のお土産など自衛隊でしか買えないものが満載でした。

<ATM>

コンビニの企画には、「防衛省共済組合」の ATM があり、利便性を感じました。

<音楽隊演奏のDVD>

残念ながら、今回は DVD のみでした。

参加いただいた小学生の皆さん夏休みの宿題「自由課題」のお役にたてて、さらに税金の使い方の勉強になったことと思います。陸上自衛隊守山駐屯地の皆様、大変お世話になりました。

(浅井町子)



法人会事業

北法人会の行事

平成29年8月1日～11月30日

税務教室

税務教室（第1回）

9. 14 法人会研修室

「減価償却の実務ポイント」ほか

名古屋北税務署法人課税第一部門上席国税調査官 橋本 健氏



税務教室（第2回）

10. 25 法人会研修室

「消費税軽減税率制度等について」

名古屋北税務署法人課税第一部門統括官 前田幸夫氏



税務教室（第3回） 署長講演 税務連絡協議会共催

11. 10 国保組合会館 13:30～

「亀ちゃんのひとりごと！」

名古屋北税務署長 亀山千明氏



簿記教室

8. 2 簿記会計講座第3回

9. 6 簿記会計講座第 7回

8. 9 簿記会計講座第4回

9. 13 簿記会計講座第 8回

8. 23 簿記会計講座第5回

9. 20 簿記会計講座第 9回

8. 30 簿記会計講座第6回

9. 27 簿記会計講座第10回



講師 税理士 中道真志 先生

パソコン教室

10. 5 パソコン講座（1日目）

10. 12 パソコン講座（2日目）

10. 19 パソコン講座（3日目）

◇個別指導形式によるパソコン講座を事務局研修室にて開催しました。受講された方は各々希望の内容をご自分のペースで進めて真摯に学ばれました。



講師 平林一紀 先生

経営教室

9. 7 「明るい職場づくりで一番大切なこと」
～怒り・イライラの上手なコントロール法～
（有）幸プランニング名古屋オフィス所長 武井美智子氏

◇怒る必要のあることは上手に怒り、怒っていることを上手に表現できる方法をグループに分かれて実践研修しました。
多くの方に参加いただきました。



講演会

10. 11 市内合同講演会 日本特殊陶業市民会館
「イノベーションが未来を拓く」
～水素社会の実現に向けて～
トヨタ自動車(株)代表取締役会長 内山田武志氏

11. 15 「税を考える週間」記念講演会 名古屋市北文化小劇場
「笑いは健康・長寿のもと！」
「笑点」大喜利 6代目座布団運び役／タレント
山田たかお氏

◇社会貢献事業にふさわしく大変
多くの一般の方にご参加いただきました。



その他

8. 7 / 11. 8 決算期別説明会
名古屋北税務署法人課税担当官

11. 17 新設法人説明会（共催）名古屋北税務署会議室

11. 21 調査部所管法人研修会 メルパルク名古屋



役員会

8. 9 運営会議
8. 9 本部理事会
8. 28 支援会・厚生委員会・厚生制度推進協議会合同会議

9. 4 組織委員会
9. 8 運営会議

9. 8 常任理事会
10. 19 広報委員会
11. 2 運営研究会編集会議

新会員紹介

2017.8~11

支 部	会社名・住所	代表者名・電話番号	業 種	歓迎社
上飯田	(株)PMC 北区上飯田東町1丁目80	奥口 隆史 325-6944	イベント企画運営	親和電機(株)
山田	花空間 北区山田町4丁目85	岡村眞知子 917-1438	生花小売業	親和電機(株)
山田	(株)ペイ・フォワード 北区山田1丁目1-3 サンシャイン大曾根2F	大久保勇志 912-4421	飲食業	眞彩光社(大曾根) 千成工業(金城西) ナカシロ(守山北)
山田	(株)クロス・インダストリー 北区平安1丁目4-8	岡本悠差久 325-5221	不動産業	
山田	庄田歯科医院 北区山田1丁目13-43	庄田 裕昭 910-3880	歯科医院	親和電機(株)
山田	(株)イルフード 北区山田町4丁目66-8	古田 伸二 917-3008	飲食業	
大曾根	(株)S. S. I 北区大曾根2丁目8-54 リルオズモール4A	佐藤 信寿 325-4298	空質リフォーム、遮熱工事、 結露対策工事業	
大曾根	(株)シーズ 北区大曾根3丁目15-58 大曾根フロントビル4F	小林健次郎 914-1412	工事請負業	親和電機(株)(山田)
大曾根	戸田大誠堂印房 北区大曾根3丁目3-4	戸田 興一 981-2447	印章、タバコ販売	中京金属(株)(山田)
大曾根	(有)リバー興業 北区平安1丁目1-59	早川 紀郎 919-1160	有価証券の保有及運用 不動産賃貸	三協(株)
大曾根	エーディーウェーブ(株) 北区大曾根4丁目19-15	鈴木 孝夫 991-4021	ホームページ制作 デザイン、印刷	(株)中央工芸(楠)
大曾根	(有)グロースいむら 北区大曾根2丁目12-5	井村 隆美 916-1633	理容業	中京金属(株)(山田)
大杉	(医)杏林会介護老人保健施設 リハビリパーク黒川 北区志賀本通1丁目35	岡崎克彦(総務部長) 325-7975	医療法人(病院・老健等)	(株)日新珐瑯製作所
大杉	アイズ物流(株)名古屋支店 北区志賀本通1丁目38 アンピックス志賀ストリートタワー	石田 太輔 910-5088	運送業	(株)日新珐瑯製作所
金城西	(株)菊井かつ 北区敷島町10	兼松真有美 914-6428	飲食業	ユニック中部販売(株)
金城西	税理士法人林会計 北区金城町3丁目31-1	林 健一 914-7337	税理士	
金城西	(株)KJS 北区金城町3丁目31-1	林 鍵一 914-7337	保険代理業	ユニック中部販売(株)
若葉	(株)MARUSYO 北区若葉通1丁目15-2 カスタリア志賀本通1506	佐々木翔伍 325-5465	内装工事業	
若葉	(株)Afesia 北区黒川本通1丁目25-1 ラッフィナート黒川701	窪中 大祐 910-0798	通信サービスの営業・工事業	
楠	丸福運輸(株) 北区楠1丁目905	中島 茂 901-7951	運送業	
楠	(株)ホワイト 北区桐畠町58	五味 幹夫 901-1203	建築クリーニング	

支 部	会社名・住所	代表者名・電話番号	業 種	歓迎社
楠	(株)サンテクノ 北区楠味鏡5丁目1801-1	牛江 優太 909-5005	建設業	
瀬古	hairSalon Campanule 守山区鳥羽見3丁目15-18	岩本 典之 799-3730	美容室	名古屋銀行守山支店(守山北) (株)ナカシロ(守山北)
瀬古	木曽駒守山店 (株)黒潮 守山区幸心1丁目121	岡本 博貴 794-3770	飲食業	(株)一麺
瀬古	名煌エンジニアリング(株) 守山区瀬古2丁目533	石黒 裕規 792-0017	設備工事業	中京銀行守山支店
守山	(株)メルタン 守山区小幡中1丁目6-15	竹田 知弘 799-3737	洋菓子製造・販売	東法人会
守山	(株)和田屋 守山区小幡中1丁目7-1	和田 充敦 796-3335	飲食業コンサルト	
大森	(株)ドリーナ 守山区原境町101	坪井 敦彦 777-0515	賃貸型共同住宅業	
大森	(株)スワング 守山区四軒家1丁目1579-1	熊谷 学 775-7883	企画業務、飲食店経営、 クリーニング業	
大森	アルファーテック(株) 守山区向台1丁目2019	牧野 武久 212-8067	電子関連の卸業	川辺建設(株)(清水)
大森	山下りか FP Office 守山区天子田3丁目102 宝マンション天子田205	山下 里香 779-4120	ライフプラン作成	(株)エイチエムテクノス(小幡)
大森	(株)アイディパック 守山区天子田2丁目303	秋田 豊治 773-1510	ドリップコーヒー充填加工、 コーヒー焙煎	ビクトリア珈琲(株)
大森	社会福祉法人 大森福祉会 大森授産所 守山区元郷1丁目912	酒井 光雄 799-0020	第2種社会福祉事業	川辺建設(株)(清水)
みどり	オートフェッセル(株) 守山区桔梗平1丁目1608	曾我 武史 739-7733	自動車販売	瀬戸信用金庫川村支店(守山北) (株)ナカシロ(守山北)
みどり	(有)タニハタ 守山区下志段味北畠97-4	谷畠 洋子 739-0126	介護福祉業	
みどり	(株)ノーテック 守山区吉根3丁目1204-1	下脇 篤 880-1449	管工事業	
みどり	(株)環境公害センター 守山区花咲台2丁目201	金田 哲夫 739-1350	計量証明事業	
みどり	社会福祉法人九十九会 特別養護老人ホームユートピア第2つとも 守山区鼓が丘1丁目115	土屋 利寿 739-1677	社会福祉事業	川辺建設(株)(清水)
守山北	社会福祉法人あさひ会 守山作業所 守山区城土町338	西岡 俊雄 794-1913	社会福祉事業	川辺建設(株)(清水)
守山北	(株)かんしゃ 守山区川村町265 402号	水上 保徳 793-1692	障がい者支援事業、 他リホーム	
守山北	(有)河野建築設計事務所 守山区川東山3008	河野 友助 794-1115	設計業	名古屋銀行守山支店 (株)ナカシロ
守山北	(株)リビングボックス 守山区大永寺町211-106	吉田司賀子 799-9406	キッチン等設計・企画	名古屋銀行守山支店 (株)ナカシロ
区外特別	(一社)障がい者・高齢者支援協会 中区富士見町13-19 富士見町八木ビル201	椎葉 隼人 331-1166	障がい福祉サービス	粹商事(株)(小幡)

市内9法人会合同講演会

「イノベーションが未来を拓く」 ～水素社会の実現に向けて～

講師／トヨタ自動車株式会社

代表取締役会長 **内山田 竹志 氏**

日時／平成29年10月11日(水) 13:30～15:00

会場／日本特殊陶業市民会館 フォレストホール

プロフィール

1946年 8月17日 生まれ 愛知県出身

1969年 名古屋大学工学部応用物理学科卒業

トヨタ自動車工業株式会社入社

2001年 常務取締役

2003年 専務取締役

2005年 取締役副社長

2012年 取締役副会長

2013年 代表取締役会長

2015年 藍綬褒章受章

日本経済団体連合会副会長就任・トヨタ自動車代表取締役会長、一般社団法人日本経済団体連合会副会長、東和不動産㈱監査役、内閣府総合科学技術・イノベーション会議非常勤有識者議員。



開発目標を「燃費2倍」にしたのです。

もちろん、技術のブレーキスルーが必要、ハイブリッドシステムの技術を導入しないと出来ないということで、1994年末ハイブリッド車両を商品化する事にしました。まず、80種類ほどのハイブリッドシステム案を考え、その中からシステム効率の高いものを選び、さらに極力シンプルなハードウェアでソフト(制御)を軸に進化できる案を選択、THS・トヨタハイブリッドシステムとして開発にとりかかりました。設計陣は夏休みも返上して図面を描き、試作車を組み立て、1995年11月ハイブリッドシステムを搭載した試作車を東京モーターショーにコンセプトカーとして出すことができました。

やっと完成した試作車ですが、最初はテストコースで全く動かなく、さらに原因も解らない所からのスタートでした。49日後のクリスマスの日にやっと走ったのです。それでも、たった500mだけでした。しかし、新しいシステムで「動くこと」は証明できたので、あとはこのシステムの完成度を上げていく事を必死になって行いました。

前例のない短期間での新技術開発

1999年中に出すという予定でしたが、経営トップから、さらに前出して「1997年12月中に発売」という、とんでもない指令を受けました。500mしか走らなかった車を、わずか2年でいかにお客様に満足していただける車にするか、非常に厳しい戦いが始まりました。

「トップの命令でやる」というだけでは千人以上のプロジェクトチームを動かすことはできません。私は「アプローチ計画」(注1)とロケット迎撃戦闘機「秋水」(注2)の話

を心の寄り所として、「各自が全力で頑張ればできる。我々もできないはずがない!」と社員たちの「心」に訴えました。

プリウスの開発が始ったら、技術課題ごとに専門メンバーを構成し一つ一つ解決していきました。加えて、開発情報を共有するためのHPやメーリングリストなどのシステムを、トヨタで初めて作りつつ、多くの問題をスピード感を持って解決しました。また、とにかく時間がないため、量産化したときの問題点を早めに洗い出せるように、試作能力の60%をプリウスに集中してもらい、さらにベテランの工場作業員が組み付けを行いました。特に、最後の3ヶ月ほどは、24時間・週7日評価車両を稼働させるなど、限られた時間の中で、全員が一生懸命、会社中の努力により、なんとか約束通り97年12月10日にラインオフする事ができました。

「21世紀に間に合いました」という我々の気持ちにぴったりなキャッチコピーをつけてもらい、発売を開始する事ができたのです。

プリウスのお客様が環境車時代を作り上げた

プリウスは世界初の量産ハイブリッド車です。トヨタの環境イメージが上がると同時に、初代プリウスのお客様が、環境車時代を作り上げていきました。デリバリーは12月10日からですが、発売開始前のカタログ販売のときから5ヵ月6ヵ月待ちになり、お客様の環境に対する意識は高いと改めて知らされました。その様なお客様からたくさんのご注文やご支援を頂いた事で、我々も改めてこの商品に自信を持つことができましたし、環境性能が車の商品価値になるという価値観の変化をもたらす事ができたと思っています。アメリカでの映画アカデミー賞の授章式に、トップスターがプリウスで乗り付け、一般の人に「クールだ、カッコいい」と評判になり、瞬く間に販路が拡がったということもあります。

今年はハイブリッド発売20年目で累計1千万台販売しました。その中で我々は、プリウスのモデルチェンジに合わせ新しいハイブリッドシステムを開発し、燃費を上げながらコストを下げる事を継続して行ってきました。現行の4代目プリウスは、初代に比べると4分の1までコストが下がり、その一方で燃費は40km/Lを越え、非常



に性能は上がりました。

ハイブリッドシステムはこれから出てくるであろうEV(電気自動車)・PHV(プラグインハイブリッド車)・FCV(燃料電池車)に必要な要素技術をもっています。例えばハイブリッドシステムのバッテリーを大きくして充電器をつければPHVになります。さらにエンジンを取り扱えばEV。エンジンを燃料電池スタックに、ガソリンタンクを水素タンクに置き換えるれば、燃料電池車ということで、同じ技術コンセプトでやっていけるのです。

これから極力CO₂を出さないようにと考えると、大きな車は燃料電池、普通の乗用車はハイブリッド車とかPHV、都市では小型な電気自動車という住み分けが当分の間のポートフォリオになるのではないかと思っています。

HOPE 水素社会の未来へ

1900年頃、アメリカのデータでは馬車が162万台、次世代車両は8000台でした。その8000台の次世代車両の中で多かったのは電気自動車、次に蒸気自動車です。ガソリン自動車は一番少なかったのですが、あっという間に普及していました。理由は、石油自体が開発された事、電球の発明によりオイルの使い先が減った事、技術の進歩、そしてお客様の利便性が良かったからです。

我々は、世の中に普及させていくべき次世代車両は何かと考え、トヨタは2014年12月に燃料電池車「MIRAI」を発売、日米欧で4000台以上をデリバリーしました。

「社会に必要なシステムとは何か」、「水素社会が実現したら世の中が今より良くなるのか」、「お客様の利便性」このような議論の結果、水素社会は大きなポテンシャル、実現性があると考えたのです。

① 水素は使用時、CO₂が発生しません。②水素は多様な一次エネルギーから作り出すことができ、エネルギー効率の面で優れています。オーストラリアの褐炭という品質の悪い石炭は使い道がありませんが、水素エネルギーにして日本に運ぶというプロジェクトがあります。また都市の下水処理場で出たメタンガスから水素を分離して取り出すこともできます。③水素は地産地消のエネルギーとして適しています。風力発電などの遠隔地でつくられる再生可能エネルギーの電力を水素に変換、蓄えておいて電気に戻してもいいですし、デリバリーして地域で使うことも可能です。④電気と水素が融合した社会を構築することで、さらなる低炭素社会構築が可能になります。現在、各地で再生可能エネルギーの導入が行われてますが、再生可能エネルギーは出力が変動します。この部分を水素に変換する



ことでエネルギーの貯蔵が可能となり、発生するエネルギーを余すことなく活用することができるのです。

水素社会の実現に向け、様々な活動を始めています。

燃料電池バス、特に路線バスが排気ガスゼロで走るのは大きな意味があると思います。すでに東京で2台走っていますが、東京オリンピック・パラリンピックまでに100台以上になるように計画しています。

自動車以外でもフォークリフトの電動化が進んでいます。工場や物流倉庫では、排気ガスを出さない電動フォークリフトが適しています。ただし、バッテリー充電に時間がかかることがあります。一方で、燃料電池タイプは充電時間が短く航続距離が長いので、非常に適しているのです。豊田自動織機では燃料電池のフォークリフトの開発・販売を始めています。

四大都市圏(東京・名古屋・大阪・福岡)を中心に、インフラ整備、91カ所が稼働していますが、まだ足りません。水素ステーションは設置に5億円と割高なため自動車メーカー3社で運営支援の取り組みを始めています。

そして、トヨタは燃料電池についての特許は期間限定ですが無償供与を行いました。

国際的な取り組みとしても、ハイドロجين カウンシル(水素協議会)が今年スイスのダボスにて発足しました。自動車・エネルギー・設備などのメーカー、商社など世界大手企業13社が集まり(現在27社)、来年からの活動の準備をしています。

このように、トヨタグループ全体、そして社会全体で水素社会を目指していきたいと思います。

最後に

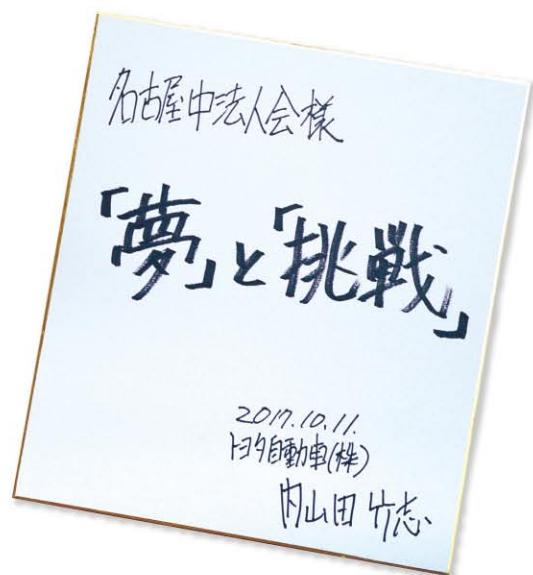
私の好きな言葉は「挑戦」「志」です。志がベースにあって、その実現に向かって挑戦していく事が、イノベー

ションの原動力になると思っています。これからも、自分のできる事をやりながら、挑戦していきたいと思います。

※これは平成29年10月11日(水)の講演を要約したものです。
文責／(公益社団法人)名古屋北法人会

(注1)アポロ計画／ケネディ大統領は「アメリカは1960年代中に月への有人宇宙飛行をする」という計画を発表した。NASAは友人宇宙飛行できる要素技術が確立していなかったが、それぞれの要素技術を決められた時間内に完成する前提で全体プログラムを組んでプロジェクトを成功させた。

(注2)ロケット迎撃戦闘機「しゅうすい秋水」／第二次世界大戦の終わり頃、爆撃機を迎撃できるロケット戦闘機を開発するためにドイツから技術情報や部品を供与されたが、日本への帰還途中に爆撃され、部品も図面も日本には届かなかった。打ち合戦せに行なった将校のノートと記憶だけで、昭和19年7月に開発を決定、わずか1年後の昭和20年に初飛行させた。着陸に失敗して大破したが、量産工場もたちあげるという偉業を成し遂げた。





市内合同講演会の お知らせ

日時／平成30年2月6日(火)
14:00～15:30

場所／日本特殊陶業市民会館
(名古屋市中区金山1丁目5-1)

「私の仕事から」

はやし まりこ
作家 林 真理子 氏

昭和29年4月1日山梨県生れ、昭和51年日本大学芸術学部文芸学科を卒業。
コピーライターを経て、昭和59年処女小説『星影のステラ』が直木賞候補に選出されたことを機に執筆業に専念。昭和60年直木賞受賞以降、柴田錬三郎賞、吉川英治文学賞を受賞する。
平成12年直木賞選考委員に就任。他数々の文学賞の選考委員を務める。平成23年にレジオン・ドヌール勲章シュヴァリエを受章した。著書多数。

* 講演会は一般の方も聴講できます名古屋北法人会事務局へお問合せ下さい。(参加費無料)
* 公共交通機関をご利用下さい。

名古屋北法人会だより No.140

平成30年1月1日 発行

発行所 公益社団法人 名古屋北法人会
名古屋市北区清水5丁目5番3号
名北フロントビル2F
電話 915-3886

編集 広報委員会
印刷所 株式会社 正鶴堂
名古屋市北区志賀本通1-38-101
電話 914-1855(代)

本誌では毎号の企画に役立たせていただくため会員皆様からのご意見ご要望をお聞かせ願います。

TEL 915-3886 FAX 915-3850

E-mail : kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開設いたしております。一度アクセスしてみてください。

<http://www.kitahou.or.jp>





AIG損保
法人会のビジネスガード
Business Guard Series

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の ハイパーメディカル

会社でに入る医療補償

業務災害総合保険

疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



法人会の ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(ハロー健康相談24・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。



お問い合わせ・お申し込みは

名古屋プロチャネル営業部

〒460-0008
名古屋市中区栄5-27-12 富士火災名古屋ビル3階
TEL. 052-857-1400 FAX. 052-251-2142
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)